

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を
改正する規則

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則

をここに公布する。

令和6年3月29日

大田市長 **楫野弘和**

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第17号

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

(12) 会計年度任用職員が新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザに感染し、感染防止のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	医師が必要と認める期間（それを証明できる医師の診断書又は証明書が提出された場合に限る。）
-----------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------

」を「

(12) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を	1の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間
-------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

<p>図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>(13) 会計年度任用職員が、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母、子、配偶者の父母及び祖父母、職員と同居している兄弟姉妹並びにこれらと同様の関係にあると認められるもので市長が定める者、職員と同居している職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員と同居している職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められるもので市長が定める者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間日常生活</p>	<p>1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間</p>

<p>を営むのに支障がある者 (以下この項において「要 介護者」という。)の介護 その他の市長が定める世 話を行う職員が、当該世話 を行うため勤務しないこ とが相当であると認めら れる場合</p>	
<p>(14) 会計年度任用職員 が新型コロナウイルス感 染症又はインフルエンザ に感染し、感染防止のため 勤務しないことがやむを 得ないと認められるとき</p>	<p>医師が必要と認める期間(それを証明で きる医師の診断書又は証明書が提出さ れた場合に限る。)</p>

」に改める。

別表第4(2)の項及び(3)の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大田市規則第18号

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年大田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、市長が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の51.25超

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の51.25

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の51.25未満

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第3号に該当するものとして定める場合には、当分の間、市長の定めるところによるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、条例第14条の2第1項において準用する給与条例第20条に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲（勤勉手当を支給される職員の範囲から会計年度任用職員を除外する部分を除く。第19条の2第2項において同じ。）、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。この場合において、大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大田市規則第20号）別表第3の規定により、女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合として勤務しなかった期間は、勤勉手当に係る勤務期間から除算するものとする。

第19条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第19条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、市長が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の51.25超

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の51.25

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の51.25未満

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第3号に該当するものとして定める場合には、当分の間、市長の定めるところによるものとする。

3 前項に規定するもののほか、条例第23条の2第1項において準用する給与条例第20条に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

4 前条第3項の規定は、条例第23条の2第1項において読み替えて準用する給与条例第20条第3項の規則で定める額について準用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。